

## 「環境社会配慮ガイドライン改定案」に関する意見募集結果について

2024年7月1日  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

「環境社会配慮ガイドライン改定案」について、下記のとおり意見募集(パブリック・コメント)を実施したところ、50件のご意見が寄せられました。

お寄せ頂いた御意見の概要と、御意見に対する当機構の考え方について、ジェトロ環境社会配慮諮問委員会にて審議した結果を、下記のとおりまとめましたので公表いたします。

### 記

#### 1. 意見募集の実施方法

##### (1) 意見募集期間

2023年12月4日(月)から 2023年12月28日(木)の25日間

##### (2) 意見募集の掲載媒体

ジェトロ・ウェブサイト(日本語):

<https://www.jetro.go.jp/disclosure/environment/info20231204.html>

##### (3) 意見提出方法

ジェトロ・ウェブサイトの意見提出画面より送付

#### 2. 意見募集の結果

意見提出数: 50件 (意見差出人総数: 4件)

意見に対する回答: 別添の通り

以上

別添:

パブリックコメントにおいて提出された御意見に対する考え方

パブリックコメントにおいて提出された御意見に対する考え方

	提出された御意見	御意見に対する考え方
全体		
1	<p>貴機構の事業活動のサプライチェーン(上流・下流)を通じた環境社会影響についても評価・対処することを明記することが、貴ガイドライン案が準拠する国連指導原則などの国際規範への整合性確保の観点から不可欠と考える。</p> <p>貴機構が調達等の取引を実施するにあたって、下請先・サプライヤー等の取引先に対しても、貴ガイドラインの遵守を要請するなど貴機構の期待を明確化することが重要と考える。このような下請先・サプライヤー等の取引先を通じた貴ガイドラインの遵守の確保にあたっては、貴機構が支援する大阪・関西万博の「持続可能性に配慮した調達コード」2の導入・運用の実務を参考することも有益と考える。</p>	<p>ジェトロでは、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第5条の規定」に基づき、毎年中小企業者の受注の機会の増大を図るために方針を策定・公表し、中小企業者からの調達を推進しています。</p> <p><a href="#">ジェトロHP該当ページへのリンク</a></p> <p>また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第7条第1項の規定」に基づき、毎年度、環境物品等の調達の推進を図るために方針を策定・公表し、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めています。</p> <p><a href="#">ジェトロHP該当ページへのリンク</a></p> <p>御意見は、今後これらの方針の策定において参考とさせていただきます。</p>
2	<p>ジェトロがこのような環境社会配慮ガイドラインを設け改訂を続けていていることを、広く内外に告知することが望ましい。</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン改定については、ジェトロホームページに「環境社会配慮配慮ガイドライン」のページを設け、2008年のガイドライン策定及び2014年のガイドライン改定の経緯、また環境社会配慮諮問委員会の議事録及び配布資料など掲載し、環境社会配慮にかかる取組を周知しています。</p> <p>今回のガイドライン改定についても、同ページにおいて掲載、周知すると共に、国内外の拠点を通じて広く周知するよう努めます。</p> <p><a href="#">ジェトロHP該当ページへのリンク</a></p>
3	<p>誰が遵守すべきガイドラインなのかが分かりやすくなるよう全体構成の改善が望まれる。</p>	<p>今回のガイドラインの全体構成及び改定内容については、ガイドライン改定WG及び環境社会配慮諮問委員会における議論を踏まえて、現行のガイドラインを踏まえ、3部構成としており、ガイドラインの主要な改定点は以下のとおりです。また、ジェトロが環境社会配慮の取組を円滑に業務遂行できるよう、本ガイドラインを補足する「実務手順書」を新たに作成します。本ガイドラインにおける環境社会配慮の実施対象となる事業の実施主体に対して、ジェトロの事業担当者が本ガイドラインの運用について個別説明する際に活用すると共に、環境社会配慮諮問委員にも共有します。</p> <p>実務手順書は、今後、環境社会配慮諮問委員会の了承を得ると共に、ジェトロホームページの環境社会配慮ガイドラインのページに掲載しますのでご参考ください。</p> <p><b>【ガイドライン主要な改定点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第Ⅰ部は、地球環境の保全と持続可能な発展のための国際協力の重要性及び世界の環境社会配慮を巡る最新動向(SDGs、気候変動、生物多様性、ビジネスと人権、ESG投資)についてまとめています。その上で、現下の情勢に応じた環境社会配慮を適切に行なうことは公的機関の責務であるとの考えを示し、また、その内容はジェトロ中期計画と整合性を図っています。</li> <li>・第Ⅱ部は、ジェトロ事業において環境社会配慮を実施するためのカテゴリ分類及びその方法についてまとめています。カテゴリは、環境への負荷の程度に応じて、A、B、Cの3分類とし、各カテゴリに応じた環境社会配慮を実施します。また、分類方法については、諮問委員会委員長により指名</li> </ul>

		<p>された委員で構成される分科会の意見を踏まえ、カテゴリ分類します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第III部は、カテゴリA及びBの事業に対する環境社会配慮の実施方法及び手続きについてまとめています。</li> <li>・別添1～5は、環境社会配慮の実施に必要となる様式を添付しています。その中で、別紙1の「事業において想定されるリスク」については、ジェトロは民間企業等を支援対象としているため、世界銀行グループであるIFC(国際金融公社)のパフォーマンス・スタンダードを踏まえ、新たに整理しています。</li> </ul>
4	スコープ(適用範囲)の記述が望まれる。	<p>ジェトロ事業は世界情勢や国の政策によって変化していくため、ガイドラインにスコープを記載した場合には、ガイドラインの内容を頻繁に更新する必要性が生じます。そのため、ガイドライン改定WGの意見を踏まえ、ガイドラインは汎用的なものとし、スコープ(適用範囲)は新たに作成する「実務手順書」に追記していくことを考えております。実務手順書の内容は実情に合わせて更新し、環境社会配慮諮問委員会の了承を得ることとします。</p>
<p><b>第I部 基本的事項</b></p>		
5	<p>「1. 基本理念」4段落目に、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より<math>2^{\circ}\text{C}</math>高い水準を十分に下回るように抑えるとともに、<math>1.5^{\circ}\text{C}</math>高い水準までに制限するべく」とあるが、「工業化以前」は、「産業革命以前」とした方が明快である。</p>	<p>環境省のパリ協定の仮訳では、「工業化以前より」となっており、環境省の訳文に合わせております。環境省のパリ協定仮訳の第2条第1項(a)をご参照ください。</p> <p><a href="#">環境省のパリ協定仮訳へのリンク</a></p>
6	<p>「3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」において、「また、事業のライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい」とあるが、「考慮することが望ましい」という表現を、「可能な限り考慮する」「可能な範囲で考慮する」等の表現に改めるべき。</p>	<p>本ガイドラインにおける環境社会配慮は、ジェトロの支援先である民間企業が主体的にビジネスとして取り組んでいる案件を対象しております。また、それの中には、事業の実施期間は明確に定められておらず、またライフサイクルにおける影響が容易に見通せないものも含まれています。ジェトロとしては、可能な範囲で事業のライフサイクルにわたる影響まで考慮するよう努めますが、ジェトロは支援機関であり、支援先である民間企業に環境社会配慮の取組をお願いする立場であることから、民間企業の立場にも配慮し、現行ガイドラインと同様の表現としております。</p>
7	<p>「4. 社会環境と人権への配慮」において、貴機構が、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権デューディリジエンスを推進するとともに、日本政府が策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020－2025)に従い、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた取組を推進することを明記している。このことは、貴機構が政府関係機関として人権保護義務を果たすことに貢献すると共に、事業主体として人権尊重責任を果たすことにコミットすることを明確にするものとして心より歓迎する。</p>	<p>評価いただき有難うございます。「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権デューディリジエンスを推進するとともに、日本政府が策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020－2025)に従い、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた取組が推進できるよう、具体的な取り組みについて引き続き検討いたします。</p>
8	<p>「4. 社会環境と人権への配慮」において、国連の『ビジネスと人権に関する指導原則』<u>及びILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言</u>に基づき、人権デューディリジエンスとステークホルダーエンゲージメントを求めるとともに、企業による人権尊重を促進し、経済的・社会的進歩<u>及びすべての人へのディーセント・ワークの実現</u>に対してなしうる積極的寄与を推進し、」とすること。</p>	<p>「ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」は別紙1で明示しております。ジェトロでは、ビジネスと人権に関してセミナー開催など企業に対して人権尊重に関する普及啓発活動を実施しており、今後具体的な取り組みを検討いたします。今回いただいた御意見は、ジェトロが具体的な取り組みを検討するにあたり参考とさせていただきます。</p>
9	<p>「4. 社会環境と人権への配慮」において、「<u>ジェトロは、指</u></p>	<p>ジェトロの苦情処理メカニズムについては、「第I部 5. ガ</p>

	<p>導原則の原則31の要件を満たす実効的で適切な国家基盤型の非司法的苦情処理メカニズムを設ける。また、負の影響を受けた個人及び地域社会のために、実効的な事業レベルの苦情処理メカニズムを確立するよう企業に促す。」と追記すること。</p> <p>イドラインの遵守と説明責任の確保において、「ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックス等の文書で受け付ける。ジェトロは、受け付けた意見を各担当部、総務部環境社会配慮審査役(以下「環境社会配慮審査役」)及び諮問委員会に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会に専門的立場からの助言を求める。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。」と記載しており、環境社会配慮諮問委員会の意見を踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p>また、「実効的な事業レベルの苦情処理メカニズムを確立するよう企業に促す取り組み」については、上記8に記載したとおり、ジェトロでは、ビジネスと人権に関してセミナー開催などの普及啓蒙活動を実施しており、今後具体的な取り組みを検討することにしております。今回いただいた御意見は、ジェトロが具体的な取り組みを検討するにあたり参考とさせていただきます。</p>
10	<p>「4. 社会環境と人権への配慮」において、「この際、<u>先住民族、女性、民族的または種族的、宗教的、言語的少数者、子ども、高齢者、貧困層、障がい者、難民・国内避難民及び移住労働者とその家族、マイノリティ等</u>の社会的に弱い立場にある者の人権について特に配慮する」とすること。</p> <p>御意見を踏まえ、配慮するべき人権の範囲は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」12を踏まえ、修正します。</p>
11	<p>「4. 社会環境と人権への配慮」の後段の部分において、現行ガイドラインの「国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する」との文言を残すべき。</p> <p>御意見を踏まえ、国際人権規約は、人権諸条約などの中でも最も基本的かつ包括的なものであるため、「4. 社会環境と人権への配慮」の後段の部分において、現行ガイドラインの「国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する」との記載は残すようにします。</p>
12	<p>「5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保」において、貴ガイドライン不遵守に関する通報をどのように処理するのか、その体制や手続に関してより具体的な記載を行う(又は通報対応要領に関する別文書を作成する)ことが、貴機構が、人権侵害・環境被害等に関する救済へのアクセスを確保し、苦情処理メカニズムの実効性を強化する観点から不可欠と考える。</p> <p>このような苦情処理メカニズムの整備・明確化にあたっては、JICA の異議申立制度3、貴機構が支援する大阪・関西万博の「持続可能性に配慮した調達コード」の通報受付対応4、日本企業の苦情処理メカニズム強化のための指針「対話救済ガイドライン」5を参照いただくことが有益と考える。</p> <p>上記9にも記載のとおり、本ガイドラインにおける苦情処理メカニズムについては、「第Ⅰ部 5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保」において、「ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックス等の文書で受け付ける。ジェトロは、受け付けた意見を各担当部、総務部環境社会配慮審査役(以下「環境社会配慮審査役」)及び諮問委員会に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会に専門的立場からの助言を求める。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。」としており、環境社会配慮諮問委員会の意見を踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p>今回いただいたご意見は、今後、ジェトロが環境社会配慮の取組を推進するにあたり参考とさせていただきます。</p>
13	<p>「5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保」において、事業者のガイドライン遵守意識を高めること、また、ジェトロの説明責任としてカテゴリAとBの事業は、別紙3に示されているスクリーニングフォームの記入済のもの、事業に関する環境アセスメント報告書等の環境社会配慮文書、事業のカテゴリ分類結果、事業に関する分科会各委員のコメント、各事業の報告書については、これを原則公開すべきである。またこれらは、ジェトロのウェブサイトで広く一般に提供することが望ましい。国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)と共に、環境社会影響の大きい事業は環境社会配慮文書の情報提供のページを有している。</p> <p>本ガイドラインにおける環境社会配慮は、ジェトロの支援先である民間企業が主体的にビジネスとして取り組んでいる案件を対象としており、環境社会配慮の取組においては、ビジネス戦略や技術開発など機密性の高い情報も取扱うことになります。</p> <p>そのため、情報公開にあたっては、企業のビジネスリスクに配慮しながら対応することが必要であり、「第Ⅲ部1. (2) 1) ④情報公開」において、「ジェトロは、環境社会配慮の実施結果について、原則、情報公開する。また、諮問委員会において報告する。」に修正します。</p>

14	「7. (1)「環境社会配慮」において、「…非自発的移転、労働者、先住民族等の人権の尊重」とすること。	御意見を踏まえ、「環境社会配慮」の用語の定義に「労働者」も追記します。
15	「7. (1)「環境社会配慮」において、「配慮」の意味内容を具体的に記述すべきであると考える。	<p>第Ⅱ部2. (1)実施方針において、事業主体としてのジェトロの環境社会配慮について、「ジェトロは、その貿易・投資促進事業の多様な業務を実施する過程で、事業主体として、環境や社会に対し種々の影響を及ぼす可能性がある。ジェトロは、このような貿易・投資促進事業の遂行上生じ得る環境社会影響を検討し、関連する各国の法令(慣習法や慣習的権利を含む)や国際規範(国際条約・協定、ガイドライン等)などを踏まえながら、その事業を企画、実施する。」としています。</p> <p>その上で、「第Ⅱ部2. (2)カテゴリ分類」において、「ジェトロは、事業主体として実施する貿易・投資促進事業について、その環境社会への影響の程度に応じて3種類にカテゴリ分類し、各分類に定められた環境社会配慮への取組を行う。」とし、第Ⅱ部に各カテゴリの環境社会配慮の取組を記載し、第Ⅲ部に具体的な手続きを定めています。</p> <p>また、上記3にも記載のとおり、ジェトロが環境社会配慮の取組を円滑に業務遂行できるよう、本ガイドラインを補足する「実務手順書」を新たに作成します。本ガイドラインにおける環境社会配慮の実施対象となる事業の実施主体に対して、ジェトロの事業担当者が本ガイドラインの運用について個別説明する際に活用すると共に、環境社会配慮諮問委員にも共有します。</p>

## 第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

16	貴ガイドライン案の第Ⅱ部では、貿易・投資促進事業に関して、開発金融機関における環境社会配慮に関する基準を参照しながら、環境社会への影響に応じてカテゴリ分類し、影響の大きさに基づきリスクベースで対応を行うプロセスを明確にしている。また、このようなプロセスにおいて、外部専門家から構成される環境社会配慮諮問委員会から助言を受けることとしています。以上の手続は、ステークホルダーの関与の下でのリスクベースの人権・環境デューディリジエンスを行う考え方にも沿うと評価する。ガイドライン改定案には積極的に評価できる点が多くある。	評価いただき有難うございます。ガイドライン改定WG及び環境社会配慮諮問委員会における意見交換を踏まえ、ジェトロが事業主体として実施する貿易・投資促進事業について、その環境への負荷の程度に応じて、ジェトロ事業をA、B、Cに3分類し、各カテゴリに定められた環境社会配慮を実施することにいたしました。
17	第Ⅱ部全体にある「CSR活動」という部分は、「CSR」または「CSRの取り組み」という表現に修正すべきと考える。本来のCSR(企業の社会的責任)は企業の事業活動そのものの方に関わるものですが、日本では企業の事業活動以外のところで取り組まれる社会貢献活動であると広く誤解されてきました。OECDが「責任ある企業行動」(RBC)という表現を使うのも、日本を含めて一部にみられるこうした傾向が背景にあるとされます。「CSR活動」という表現は、企業の事業活動自体よりも事業活動とは離れたところでの「活動」のイメージがぬぐえません。誤解を回避し、「CSR活動、SDGsへの貢献などを支援することで持続可能な発展に寄与すること」(5ページ)とする「ジェトロの役割」を明確にすることが必要であると考えます。	御意見を踏まえ、CSR活動が企業の本来の事業活動と離れている活動と誤解をされないよう、第Ⅱ部の「CSR活動」の表現は全て「CSRへの取り組み」に修正します。
18	「1. (1)環境社会配慮を通じた組織の社会的価値向上」において、「その活動が社会へ与える影響」の部分は、「その活動が環境と社会へ与える影響」等の表現に	御意見を踏まえ、「その活動が社会へ与える影響」の部分は、「その活動が環境と社会へ与える影響」等の表現に修正します。

	修正すべきと考える。	
19	「2. (2) カテゴリ分類のカテゴリA とカテゴリ B の＜対象事業＞において、「環境と社会への負荷が大きいと考えられる…」「環境と社会への負荷がカテゴリAの事業に比して少ないもの」とすること。	御意見を踏まえ、環境と社会の両方を対象とし、またカテゴリA及びBの定義と整合を図り、「環境や社会への望ましくない影響」に修正します。 別紙3のスクリーニング様式の以下の項目においては、社会配慮の内容を含んでおり、この観点から、環境と社会の両方を対象にすることが適切と考えます。 <ul style="list-style-type: none"><li>項目4-1 少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域</li><li>項目4-2 非自発的住民移転</li><li>項目4-3 非自発的住民移転、貧困層・先住民族・少数民族・難民・国内避難民、ジェンダー、障がい者、子どもの権利・高齢者への配慮、人権侵害の可能性など</li></ul>
20	「2. (2) カテゴリ分類のカテゴリA とカテゴリ B の＜対象事業＞において、「環境への負荷」という部分は、「環境・社会への負の影響」等の表現に修正すべきと考える。	御意見を踏まえ、「環境や社会への影響」の部分は、「環境や社会への望ましくない影響」の表現に修正します。
21	「2. (2) カテゴリ分類のカテゴリ B」において、「環境や社会への影響」という部分は、「環境や社会への望ましくない影響」に修正すべきと考える。	御意見を踏まえ、「環境や社会への影響」の部分は、「環境や社会への望ましくない影響」の表現に修正します。
22	「2. (2) カテゴリ分類のカテゴリCの＜対象事業＞において、「環境関連事業・取組全般」という表現は、対象事業として環境関連のみが言及されていることに違和感がある。	御意見を踏まえ、「環境関連事業・取組全般」は、カテゴリA及びBの修正との整合性を図るため、「環境社会関連事業・取組全般」とします。
23	「3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援」において、1段落目に、「ジェトロは、環境社会配慮に係る情報、すなわち各国の法令、国際規範(国際条約・協定、ガイドライン等)、そして各種の実践事例等に関する情報を収集・蓄積し」とあるが、実践事例等には、好事例だけでなく、外部から問題が指摘されている事例についての情報も含む旨を明記しておいた方が良いのではないか。例えば、関連テーマならびに各国および日本に対する国連特別報告者の報告書・勧告など。 <a href="https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/special_procedures/">https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/special_procedures/</a>	御意見のとおり、実践事例等の情報収集においては、好事例だけではなく、外部からの問題が指摘されている事例などについても情報収集をすることを考えています。これらは実務的な内容になりますので、上記3、4、15において記載したとおり、新たに作成する「実務手順書」を通じて補足するようにします。
<b>第Ⅲ部 個別事業に対する環境社会配慮の実施方法</b>		
24	「1. (2) 基本方針」において、7ページ9行目にある「配慮する内容を助言することにより、企業のビジネスリスク低減など企業支援を目的として」の部分は、「配慮する内容を助言することにより、企業の環境社会配慮を支援することを目的として」等に修正すべきと考える。	ジェトロは支援機関であり、ガイドライン改定WG及び環境社会配慮諮問委員会における意見交換を踏まえ、本ガイドラインにおける環境社会配慮の取組は、貿易投資促進の観点から企業のビジネスリスク低減などの企業支援を目的とすることと位置付けました。 そのため、御意見を踏まえ、「配慮する内容を助言することにより、企業の環境社会配慮を支援し、さらには企業のビジネスリスク低減に資することを目的として」に修正します。
25	「1. (2) 基本方針」において、「環境社会配慮調査項目の幅広い洗い出しから、配慮する内容の助言に至るまで、ジェトロが指導原則に沿った人権デューディリジエンスとステークホルダーエンゲージメントを実施主体に求めることを含め、保護のための追加的処置をとる」とすること。 その上で、(2) 基本方針 1) 環境社会配慮の実施方法について「 <u>⑤人権デューディリジエンスとステークホルダーエンゲージメント</u> 」を追記し、「スクリーニングの実施、事業計画に対する助言、調査・検討結果の確認、情報公開に至るまで、ジェトロが指導原則に沿った人権デュ	上記19、20にも記載のとおり、別紙3のスクリーニング様式に以下の社会配慮の内容を含んでおり、カテゴリA及びBの対象事業は、環境と社会の両方を対象とするため、「環境や社会への望ましくない影響」に修正します。 <ul style="list-style-type: none"><li>項目4-1 少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域</li><li>項目4-2 非自発的住民移転</li><li>項目4-3 非自発的住民移転、貧困層・先住民族・少数民族・難民・国内避難民、ジェンダー、障がい者・子どもの権利・高齢者への配慮など</li></ul>

	<p>「一ディリジエンスとステークホルダーエンゲージメントを実施主体に求ることを含め、保護のための追加的処置をとる」とすること。</p> <p>また、上記8にも記載のとおり、ジェトロでは、ビジネスと人権に関してセミナーの開催などの普及啓蒙活動を実施しております。</p> <p>「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権デューディリジエンスを推進するとともに、日本政府が策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)に従い、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた取組が推進できるよう、どのような取り組みを行うことが出来るか引き続き検討します。</p> <p>そのため、今回いただいた御意見は、ジェトロが具体的な取り組みを検討するにあたり参考とさせていただきます。</p>
26	<p>「1. (2) 基本方針 1) ①環境社会配慮ガイドライン遵守にかかる同意」において、現行のガイドラインにはこの同意のプロセスは見当たらず、新たに加わった記述だと思われるが、ガイドラインに明記するのであれば、ガイドライン全体の構成を見直した上で、「環境社会配慮ガイドラインの趣旨を理解し、○○の部分について遵守することについて同意を得る」等の表現に修正すべきと考える。</p> <p>環境社会配慮を実施にあたり、カテゴリA及びBに該当する事業の実施主体に、本ガイドライン全体をご理解いただき遵守について同意いただく必要があります。そのため、同意いただくのは特定の部分ではなく、本ガイドライン全体と考えています。</p> <p>また、上記3、4、15、23にも記載のとおり、ジェトロが環境社会配慮の取組を円滑に業務遂行できるよう、本ガイドラインを補足する「実務手順書」を新たに作成します。環境社会配慮の取組について、事業の実施主体よりご質問などがあれば、本実務手順書を活用し、ジェトロの事業担当者が本ガイドラインの運用について個別説明しながら進めることを考えています。</p> <p>今回いただいた御意見は、実務手順書の作成及び環境社会配慮の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>
27	<p>1. (2) 基本方針 1) ④情報公開」において、「ジェトロは調査案件の採択後、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件毎に明示する。また、ジェトロは、調査の質の向上にもつながるよう、和文・英文の最終報告書とその要約を原則として公開すること」とすること。</p> <p>上記13にも記載のとおり、本ガイドラインにおける環境社会配慮は、ジェトロの支援先である民間企業が主体的にビジネスとして取り組んでいる案件を対象としており、環境社会配慮の取組においては、ビジネス戦略や技術開発など機密性の高い情報を取扱うことになります。</p>
28	<p>1. (2) 基本方針 1) ④情報公開」において、「実施主体の了解が得られる範囲内で情報公開する」の部分は、「和文・英文の報告書とその要約を原則として情報公開する」等の表現に修正すべきと考える。</p> <p>そのため、情報公開にあたっては、企業のビジネスリスクに配慮しながら対応することが必要であり、「第Ⅲ部1. (2) 1) ④情報公開」において、「ジェトロは、環境社会配慮の実施結果について、原則、情報公開する。また、諮問委員会において報告する。」に修正します。(事業報告書の言語は、事業実施要領において定められている言語での作成となります)。</p>
29	<p>「1. (3) ジェトロが担う環境社会配慮上の責務 2)」において、「ジェトロは、各助言対象となる事業の実施中にステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を実施主体と共有した上で、必要に応じて適切に対応する。」とあるが、実施主体との情報共有に関し、情報共有者が被影響住民やその支援者等、事業から影響を受ける立場である場合、事業地において企業や行政から情報提供者に不当な圧力が生じないよう配慮する必要がある。また、そのような人権侵害が発生する懸念があることを、実施主体が理解できる文言が追記されることが望ましい。</p> <p>御意見を踏まえ、「なお、実施主体との情報共有にあたり、情報共有者が被影響住民やその支援者等、事業から影響を受ける立場である場合、当該事業に関連する企業や行政から情報提供者に不当な圧力が生じないよう可能な限り配慮する。」ことを追記します。</p>
30	<p>「1. (3) ジェトロが担う環境社会配慮上の責務 3)」において、「環境関連事業・取組全般」という表現は、対象事業として環境関連のみが言及及されていることに違和感がある。</p> <p>上記22にも記載のとおり、御意見を踏まえ、「環境関連事業・取組全般」は、カテゴリA及びBの修正との整合を図るため、「環境社会関連事業・取組全般」とします。</p>

31	<p>「2. (1)事業実施前の段階 2)」において、「本ガイドラインを遵守することに同意した上で」の部分は、「本ガイドラインの趣旨を理解し、○○の部分を遵守することについて同意した上で」等の表現に修正すべきと考える。</p>	<p>上記25にも記載のとおり、環境社会配慮を実施にあたり、カテゴリA及びBに該当する事業の実施主体に、本ガイドライン全体をご理解いただき遵守について同意いただく必要があります。そのため同意いただくのは特定の部分ではなく、本ガイドライン全体と考えています。</p> <p>また、上記3、4、15、23、26にも記載のとおり、ジェトロが環境社会配慮の取組を円滑に業務遂行できるよう、本ガイドラインを補足する「実務手順書」を新たに作成します。環境社会配慮の取組について、事業の実施主体よりご質問などがあれば、本実務手順書を活用し、ジェトロの事業担当者が本ガイドラインの運用について個別説明しながら進めることを考えています。</p> <p>今回いただいた御意見は、実務手順書の作成及び環境社会配慮の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>
32	<p>「2. (4)環境社会配慮にかかる情報公開」において、「環境社会配慮の取組をジェトロホームページに掲載する」の部分は、「報告書をジェトロホームページに掲載する」といった具体性のある記述に修正すべきと考える。</p>	<p>上記13、27、28にも記載のとおり、本ガイドラインにおける環境社会配慮は、ジェトロの支援先である民間企業が主体的にビジネスとして取り組んでいる案件を対象としており、環境社会配慮の取組においては、ビジネス戦略や技術開発など機密性の高い情報を取扱うことになります。</p> <p>そのため、情報公開にあたっては、企業のビジネスリスクに配慮しながら対応することが必要であり、「第Ⅲ部1. (2) 1) ④情報公開」において、「ジェトロは、環境社会配慮の実施結果について、原則、情報公開する。また、諮問委員会において報告する。」に修正します。</p>
<p><b>別紙1 貿易・投資促進事業において想定し得る環境や人権へのリスクの判断に参考となる国際条約・協定、ガイドラインなど</b></p>		
33	<p>想定されるリスク項目のうち、①、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑯、⑯はILO多国籍企業宣言にも該当する表示をすること。</p>	<p>御意見を踏まえ、想定されるリスク項目のうち、①、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑯、⑯はILO多国籍企業宣言についても○を付けます。</p>
34	<p>②及び③の項目について、中核的労働基準とその他国際基準によって認められた労働者の権利に対する侵害を分けて記載すること。</p>	<p>御意見を踏まえ、②は「中核的労働基準」、③は「その他国際基準によって認められた労働者の権利」に対する侵害を分けて記載します。</p>
35	<p>⑯の項目について、「市民<u>及び</u>労働者に対する環境情報の不開示…」とすること。</p>	<p>御意見を踏まえ、⑯の項目について、「市民<u>及び</u>労働者に対する環境情報の不開示…」と修正します。</p>
36	<p>OECD 多国籍企業ガイドラインに関して、2023 年のガイドラインの改訂等も踏まえて、⑯や⑯～⑯の項目についても○を追記することが適切と考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、また、OECD多国籍企業ガイドライン改定版(2023年6月改訂)も参照し、OECD多国籍企業ガイドラインは⑯、⑯～⑯の項目についても○を付けます。</p> <p>OECD多国籍企業ガイドライン改定版は、一般方針、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄・贈賄要求・金品の強要の防止、消費者利益、科学及び技術、競争、納税等、幅広い分野における責任ある企業行動に関する原則と基準を定めていることを踏まえます。</p>
37	<p>国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に関して、「⑯汚職、腐敗、賄賂、不透明な金員の授受等」にも○を追記することが適切と考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、汚職、腐敗、賄賂、不透明な金員の授受等は、適切な法制度の執行を歪め、人権侵害を助長するため、⑯についても○を付けます。</p>
38	<p>⑯の「カルタヘナ協定書」の定訳は、「カルタヘナ議定書」ではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「カルタヘナ議定書」とします。</p>
<p><b>別紙2 申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領</b></p>		
39	<p>「1. 事業概要」において、雇用人数とあるが、これは「新たに用地取得もしくは拡張の可能性がある場合」にかかるのか。その場合、何に関する雇用人数か。</p>	<p>雇用人数は、「新たに用地取得もしくは拡張の可能性がある場合」にかかり、新たに見込まれる雇用人数を意味しております。そのため、「新たに見込まれる雇用人数」に修正します。</p>

		す。
40	「3. 環境改善効果」において、「環境社会改善効果」とし、「環境社会改善効果(省エネ、省資源、自然環境保全、代替エネルギー、労働条件、労使関係、職場のダイバーシティ&インクルージョン、労働者の技能構築等)」とすること。	御意見を踏まえ、また、ILO 多国籍企業宣言などを参考し、「環境改善効果」を「環境社会改善効果(省エネ、省資源、自然環境保全、代替エネルギー、労働条件、労使関係、職場のダイバーシティ&インクルージョン、労働者の技能構築等)」に修正します。
41	「3. 環境改善効果」において、「環境改善効果」の表現を「環境面及び社会面での改善効果」等の表現に修正すべきと考える。	「3. 環境改善効果」において、「環境改善効果」の表現を「環境面及び社会面での改善効果」等の表現に修正すべきと考える。
<b>別紙3 スクリーニング様式</b>		
42	「項目1 事業実施」において、項目1-3 と1-4を追記すること。項目1-3では、「事業実施にあたり、新たに雇用を創出する、あるいは既存のバリューチェーン上の雇用について影響を及ぼすについて影響を及ぼす可能性はありますか。現時点で具体的に決まっていない場合でも、将来的に可能性がある場合には「Yes」を回答してください」と追記すること。項目1-4では、「上記1-1で「Yes」を回答した場合、雇用を創出/影響を及ぼす場所と対象を記入してください」を追記すること。	御意見を踏まえ、事業実施にあたり、新たな雇用創出やサプライチェーンまたはバリューチェーン上での既存の雇用においてもたらす影響も実施主体に確認するため、新たに項目1-3を設け、「事業実施にあたり、新たに雇用を創出する、あるいは既存のバリューチェーン上の雇用について影響を及ぼす可能性はありますか。現時点で具体的に決まっていない場合でも、将来的に可能性がある場合には「Yes」を回答してください」と追記します。 なお、項目1-4の追記については、項目1-2及び項目4-3と重複しますので参考とさせていただきます。
43	「項目2 ステークホルダーとの協議等 2-1」において、該当するステークホルダーとして「労働者/労働組合」を回答に追記すること。	御意見を踏まえ、ILO多国籍企業宣言などを踏まえ、該当するステークホルダーに「労働者/労働組合」を回答の選択肢に含めます。
44	「項目2 ステークホルダーとの協議等 2-2」において、「現地住民等より強い苦情や意見を受けたことがありますか」という設問があるが、強いかどうかは主観的であり、事業者が強いと感じなかつた苦情や意見でも表明した側にとつては深刻な影響であることも考えられる。重要な点は各事業者が過去の苦情や意見を把握していることだと考える。「強い」は削除すべき。 さらに、受けた苦情や意見の記述欄だけでなく、それに対して取った対応策についても記述欄を設けてはどうか。ジェトロおよび諮問委員会が助言を行なう上で資する情報と考える。	御意見を踏まえ、「強い」は削除します。また、「受けた苦情や意見の記述」だけでなく、「可能な範囲でそれに対して取った対応策」についても記述いただけるよう修正します。
45	「項目3 環境アセスメント等の実施予定の有無 3-1」において、環境アセスメントだけでなく、人権アセスメントも様式に加えるべきと考える。	上記7、25にも記載のとおり、ジェトロでは、ビジネスと人権に関するセミナーの開催などの普及啓蒙活動を実施しております。 「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権デューディリジエンスを推進するとともに、日本政府が策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)に従い、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた取組が推進できるよう、どのような取り組みを行うことが出来るか引き続き検討します。 今回いただいた御意見は、ジェトロが具体的な取り組みを検討するにあたり参考とさせていただきます。
46	「項目4 環境社会配慮の実施に関する確認 4-2」において、「社会影響には、住民の生業への影響があり、農地や漁場などの喪失や変化」についてもチェック項目に加えるべきではないか。例えば、「事業に伴う環境の改変による周辺住民の生業への影響」といった項目が必要だと考える。	御意見を踏まえ、住民の生業への影響があり、農地や漁場などの喪失や変化などの社会影響についても確認するため、「事業に伴う環境の改変による周辺住民の生業への影響」を選択肢に追加します。

47	「項目4 環境社会配慮の実施に関する確認 4-3」において、「移住労働/強制労働」を回答に追記すること。「障がい者」と「子ども」を分けて記載すること。	御意見を踏まえ、また国連「ビジネスと人権に関する指導原則」12を参照し、「移住労働/強制労働」を選択肢に追記し、また、「障がい者」と「子ども」は分けて記載します。
48	「項目4 環境社会配慮の実施に関する確認 4-3」において、「人権侵害の可能性」の部分は、削除すべきであると考えます。	御意見を踏まえ、人権侵害については他に具体的な選択肢が挙げられており、また「その他」を選択し具体的に記載することも可能なため、「人権侵害の可能性」の選択肢は削除します。
<b>別紙4 事業報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領</b>		
49	「1. 事業概要」において、雇用人数とあるが、これは「新たに用地取得もしくは拡張の可能性がある場合」にかかるのか。その場合、何に関しての雇用人数か。	上記39にも記載のとおり、雇用人数は、「新たに用地取得もしくは拡張の可能性がある場合」にかかり、新たに見込まれる雇用人数を意味しております。そのため、「 <u>新たに見込まれる雇用人数</u> 」に修正します。
50	「3. 環境改善効果」において、「環境改善効果」の表現を「環境面及び社会面での改善効果」等の表現に修正すべきと考える。	上記40、41にも記載のとおり、ILO 多国籍企業宣言などを参照し、「環境改善効果」を「環境社会改善効果(省エネ、省資源、自然環境保全、代替エネルギー、労働条件、労使関係、職場のダイバーシティ&インクルージョン、労働者の技能構築等)」に修正します。

以上